

議会運営検討協議会

報告書

第3回

【報告事項】

- ◆ 請願・陳情の審査等の取扱いに関するあり方

平成24年 8月29日

川崎市議会議会運営検討協議会

1 検討結果

当協議会では、本件について調査・検討を行ったところ、次のとおり、協議会としての結論に至った。

なお、「意見書の提出を願意とする陳情を委員会付託しないこと」については、委員から慎重な立場からの意見もあったことを付記する。

(1) 請願・陳情の審査等の取扱いに関するあり方については、次のとおり、3項目の見直しを行うべきである。

ア 意見書の提出を願意とする陳情については、委員会付託しないこととすべきである。

あわせて、意見書の提出を願意とする陳情を受理したときは、議長は各会派にその写しを送付する扱いとすべきである。

また、現在、市の事務に関係しない事項を願意とする陳情は委員会付託しない扱いとされているが、このうち意見書提出を願意とするものは例外的に委員会付託する扱いとされているため、意見書の提出を願意とする全ての陳情を委員会付託しないこととするのにあわせて、議会運営の手引きにおける市の事務に関係しない事項を願意とする陳情に関する規定から、意見書提出を願意とする陳情に関する例外規定を削除するよう、所要の調整を行う必要がある。

なお、本件については、委員から慎重な立場からの意見もあった。

イ 意見書の提出を願意とする請願の委員会審査における出席理事者については、局長の出席を求めず部長級以下の職員とすることもできるように出席理事者の範囲の見直しを図るべきである。

ウ 「委員会審査になじまない」と委員会が判断した請願・陳情については、不採択とすることができる」ことを議会運営の手引きに明記すべきである。

(2) 市外からの郵送による市政に直接関係しない陳情を委員会付託しないことについては、これに賛成する意見がある一方で、慎重な立場からの意見もあり、協議会では各委員の意見の一致に至らなかった。

(3) 任期末の議会に提出された請願・陳情に関する現地視察の省略については、運用の改善で対応が可能であるため、これに係る議会運営の手引きの見直しは行わないことを確認した。

2 「議会運営の手引き」に関する改正内容の案

- 意見書の提出を願意とする請願の委員会審査における出席理事者の範囲の見直し

第4章 常任委員会 第3節 運営

(略)

124 意見書の提出を願意とする請願の審査における説明員の出席は、部長級以下の職員とすることができる。 ※ 項目追加

124⇒125 (略) ※ 項目番号修正(以下同じ)

- 意見書の提出を願意とする陳情を委員会付託しないこと

第10章 請願、陳情等 第1節 請願、陳情

(略)

193⇒194 請願、陳情の付託委員会は、議長が正副委員長会議に諮って決める。(事前に関係局と協議し、所管局を調整している。)

※ 項目番号修正

なお、次の各号のいずれかに該当すると議長が判断するときは、正副委員長会議で確認の上、委員会付託をしないこととする。

この場合、9号に該当するものについては、議長は受理後各会派にその写しを送付する。 ※ 下線部を追加

陳情の取り扱いについて

- 1 基本的人権を否定するなど、違法又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの
- 2 裁判判決の変更を求めるものや、係属中の裁判事件に干渉するものなど、司法権の独立を侵すおそれのあるもの
- 3 著しく個人、団体等を誹謗・中傷し、その者の名誉棄損又は信用失墜のおそれのあるもの
- 4 公益上の必要がなく単に個人の秘密を暴露するもの
- 5 市の事務に関係しない事項を願意とするもの(ただし、意見書提出を願意とするものは除く。) ※ 下線部を削除
- 6 採択、不採択等の議決のあった請願又は陳情と同一趣旨のもので、その後、特段の状況の変化がないもの(*)

- 7 市の職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの
 8 趣旨、理由等が明確に記載されていないもの
 9 意見書の提出を願意とするもの ※ 項目追加
 9⇒10 前各号のほか、委員会付託になじまないと議長が認めたもの
 ※ 項目番号修正

● 「委員会審査になじまないと委員会が判断した請願・陳情は不採択とすることができる」ことの議会運営の手引きへの明記

第10章 請願、陳情等

第1節 請願、陳情

(略)

- 202 請願、陳情の審査に際し、委員会審査になじまないと委員会が判断した請願、陳情については、不採択とすることができる。

※ 項目追加

201⇒203

(略)

※ 項目番号修正（以下同じ）

3 議論の概要

(1) 意見書の提出を願意とする陳情を委員会付託しないこと

ア 現在、陳情は原則として委員会付託し、審査を行うこととしているが、議会運営の手引き193番の「陳情の取り扱いについて」において、委員会付託しないこととする陳情が9項目定められている。

イ 意見書の提出を願意とする陳情は、この9項目に該当するものを除き委員会付託されているが、意見書案は委員会からの発議によらず、会派から議長あて提出することが可能であり、近年は会派提出の意見書案が多数を占める状況にある。

ウ 一方で、委員会は、議案、請願及び陳情の審査や、所管事務の調査のため多くの時間を費やしており、効率的な委員会運営のため、可能な範囲でその負担軽減を図ることを検討する必要がある。

エ 意見書の提出を願意とする陳情については、その写しを各会派に送付し周知を図ることとすれば、会派が陳情の内容を踏まえ対応を検討し、意見書提出の必要があると判断する場合には会派から意見書案を提案することが可能となり、その結果、議会として陳情者の意思を反映することが可能となる。

オ 以上のとおり、意見書案は会派の判断により提出することができるため、委員会運営の効率化の観点から、意見書の提出を願意とする陳情については、これを委員会付託しない陳情に追加することとすべきである。

カ なお、現在、本会議閉会后、受理した全ての請願・陳情は、請願・陳情綴りとして全議員に配付されているが、上記のとおり、意見書の提出を願意とする陳情を委員会付託しないこととした場合には、陳情の写しを会派に送付し、意見書案提出の是非を判断する機会を担保する必要がある。陳情の内容によっては、国の制度改正の動向等を踏まえて早急な判断が求められる場合もあり得る。

そのため、時機を得た対応が可能となるよう、意見書の提出を願意とする陳情については、議長は受理後、各会派にその写しを送付することとすべきである。

キ また、現在の議会運営の手引きにおける「陳情の取り扱いについて」の第5号では、委員会付託しない陳情として、「市の事務に関係しない事項を願意とするもの（ただし、意見書提出を願意とするものは除く。）」との規定があり、意見書提出を願意とする陳情は委員会付託する扱いとされている。

そのため、意見書の提出を願意とする全ての陳情を委員会付託しないこととするに当たっては、現行の第5号の規定と取扱いにそごが生じることから、所要の調整のため、この規定から、「（ただし、意見書提出を願意とするものは除く。）」の部分削除を行う必要がある。

ク なお、本件については委員から慎重な立場からの意見があった。その内容は次のとおりである。

- ・ 前期4年間で、委員会において意見書の提出を求める陳情を審査した結果、17件の意見書案が提出された実績がある。意見書の提出を願意とする陳情も市民の願いから提出されたものであり、その全てが市政に関係がないとは言えない。
- ・ 提出者は、議会で議論されることを望んで陳情を議長あてに提出していると考えられる。意見書の提出を求める陳情を委員会付託しないこととすると、意見書案を提案しようとする会派がない場合は、公的な場での議論の機会がなくなってしまう。提出者の意思を尊重することができるよう、従来どおり委員会へ付託し、議会における議論の機会を保障すべきである。
- ・ 提出者が陳情ではなく請願を提出したいと思ったとしても、事情により請願にすることができない場合もあるため、請願と陳情の取扱いを区別すべきではない。
- ・ 以上のことから、意見書の提出を願意とする陳情の全てを委員会付託しないとするについては、賛成できない。

(2) 意見書の提出を願意とする請願の委員会審査における出席理事者の範囲の見直し

ア 地方議会に対する請願・陳情の対象となる事項は、当該地方公共団体が処理する権限を有する全ての事項に及ぶため、委員会では、責任ある立場の市職員の出席のもと、請願、陳情の願意に対する市としての対応や見解について説明、答弁を受け、審査を行うことが必要であり、現在、委員会での請願・陳情の審査に際しては、原則として局長以下の職員の出席を求めている。

イ 一方で、意見書の提出を願意とする請願の場合は、多くは国や県の事務について制度の改善や新たな制度の創設などを求めるものであり、市としての判断の余地がほとんどなく、理事者からの説明も国や県の制度等の状況説明にとどまる場合も多いため、そのような場合には、局長の出席は必ずしも必要ではなく、部長級以下の職員でも十分に対応が可能と考えられる。

ウ ただし、請願の内容によっては、意見書の提出を願意とするものであっても、市の事業と密接に関わりがあり、行政として責任ある立場による説明、答弁が必要となることも考えられるため、一律に出席理事者の範囲を部長級以下の職員とすべきではない。

そのため、個々の請願の内容に応じて、正副委員長の判断により、出席理事者の範囲を決定できるようにすべきである。

エ 以上のことから、意見書の提出を求める請願の審査における出席理事者については、局長の出席を求めず部長級以下の職員とすることもできるように出席理事者の範囲の見直しを図るべきである。

オ なお、意見書の提出を願意とする陳情については、委員会付託をしない扱いとすることにより委員会での審査の機会が原則としてなくなるため、ここでは陳情の委員会審査における出席理事者の範囲についての言及は要しない。

(3) 「委員会審査になじまない」と委員会が判断した請願・陳情は不採択とすることができる」ことの手引きへの明記

ア 委員会付託しない陳情は、議会運営の手引きにおける「陳情の取り扱いについて」で定められているが、現状の規定は委員会審査になじまないと考えられる陳情を類型化して列挙したものである。

イ しかし、陳情の内容によっては、委員会審査になじまないと懸念される陳情であっても手引きの規定の直接の適用が難しく委員会付託せざるを得ない場合や、委員会審査における理事者からの説明等によって委員会審査になじまないことが初めて判明する場合などがあり、委員会審査になじまない陳情を委員会付託の段階で全て除外することは、現実的に困難な面があり、その際は、原則として委員会で審査を行うことになる。

ウ 委員会審査になじまない」と委員会が判断されるような陳情は、通常は願意の実現が不可能であるため、それらを不採択とすることは現状でも

可能であるが、現実の委員会審査では、陳情の取扱いに委員会として苦慮することが見受けられるところである。

エ そのため、委員会審査になじまない委員会が判断した請願・陳情については、委員会運営の負担軽減を図る観点から、委員会の意思を明確に示すことが容易となるようにすべきであり、市民に取扱いを分かりやすくするという観点からも、現状でも可能なことではあるが、あえて手引きに「委員会審査になじまない委員会が判断した請願・陳情は不採択とすることができる」ことを明記すべきである。

4 その他の事項に関する議論の概要

(1) 市外からの郵送による市政に直接関係しない陳情を委員会付託しないこと

ア 賛成の意見の概要

- ・ 市外からの郵送による陳情には、委員会審査になじまない案件が多く見受けられ、また、全国の議会に対して一斉に陳情を提出する地方在住の提出者も存在する。現在、委員会で審議する案件は非常に多く、それらを迅速かつ適切な時期に委員会で議論すべきであるが、これらの陳情の審査が委員会運営の負担になっていることから、市外からの郵送による陳情については、委員会付託しないことを検討すべきである。
- ・ 委員会付託をしないこととしても、全議員に陳情の写しは配付されるため、議員の判断により一般質問で取り上げることや、常任委員会において陳情の内容を議論することを提案することもできる。このように委員会付託しないこととしても議会で取り上げないということにはならない。
- ・ 一方で、委員会付託しない陳情の範囲は限定されるべきであるため、市外からの郵送による陳情全てを委員会付託から除外するのではなく、条件を限定的に設定し、「提出者が市外であり、かつ郵送により提出されたもので、かつ市政に直接関係しないもの」は委員会付託しないこととすべきである。
- ・ 以上のことから、委員会で優先して議論すべき案件の早期審査の機会の確保を図る観点から、「市外からの郵送による市政に直接関係しない陳情」は、委員会付託せず、その写しを全議員に配付することにより対応すべきである。

イ 慎重な意見の概要

- ・ 議会運営の手引きにおける「陳情の取り扱いについて」で規定されている委員会付託しない陳情は、委員会審査になじまない陳情が限定的かつ具体的に9項目列挙されており、実際の運用においても、これに該当するか否かは、客観的な基準で判断が可能となるよう設定され

ている。

- しかし、「市外からの郵送による市政に直接関係しない陳情」を委員会付託しない陳情と規定した場合には、実際の運用において、恣意的な判断が介在してしまう余地が否めず、本来、委員会で審査すべき案件まで排除されてしまう危険性がある。
- 客観的な判断が確実に行えない以上、そのような陳情については委員会で実質的に判断するしか方法はなく、委員会に付託し、審査の上で、委員会審査になじまない案件であるか否かを委員会が判断し、不採択等と決定すればよいと考えられる。
- これまでも市外からの郵送の陳情については委員会で審査を行っており、委員会審査になじまない内容であっても、そのような陳情の審査にさほど委員会での審査時間を要しておらず、委員会運営に支障を及ぼしている状況にはない。
- 事情により、郵送以外に陳情を提出する手段がない人もいるため、その点の配慮が必要であり、陳情提出の機会を奪うべきではない。
- そもそも提出者の住所や提出手法によって取扱いを区別すべきでなく、以上のことから、現状の議会運営の手引きにおける9項目の基準で支障はないと考えられる。

ウ 協議会の結論

協議の結果、委員の意見の一致には至らないため、本件については見直しを行わないことを確認した。

(2) 任期末の議会に提出された請願・陳情に関する現地視察の省略の関係

ア 賛成の意見の概要

- 任期末の議会に提出された請願・陳情は、委員会の審査日程が当該会期中における3日間に限定されているため、通常は、その3日間の中で審査日程を設定し委員会での審査を行っているが、その日程で結論が出なかった場合には、その後、委員会は開催されず、また議会閉会中の継続審査の申出がなされないため、議会閉会の日をもって審議未了廃案の取扱いとなってしまう。
- 現地に関係する案件の場合は、現地視察を行った上で審査を行うことが慣例となっているが、予算議会での委員会は多くの議案等を審査しなければならない状況にあるため、任期末の議会に提出された請願・陳情については、現地視察に加えて更に1日の審査日程を設定することができず、審査を行えないまま審議未了廃案となってしまう事例が多く見受けられる。
- このように、任期末の議会に提出された請願・陳情のうち、現地に関する案件については委員会での審査が行われず審議未了廃案となってしまう市民の願意に應えることができないことが多いため、任期末の議会に提出された請願・陳情については、例外的に現地視察を行わず委員会審査が可能となるよう、現地視察の省略について議会運営の

手引きの見直しを図るべきである。

イ 慎重な意見の概要

- 現状においても、状況に応じて午前に現地視察、午後に審査を行うことも可能であり、通常の委員会運営の中で対応できると思われるため、議会運営の手引きの見直しによらず、運用の改善でよいと考える。

ウ 協議会の結論

協議の結果、運用の改善で対応が可能であるため、本件については議会運営の手引きの見直しは行わないことを確認した。

資 料 編

① 陳情の委員会付託の取り扱いに関する議会運営の手引き	
(抜粋) -----	10
② 陳情の受理状況 -----	11
③ 陳情の委員会付託に関する取扱いの流れ -----	12
④ 特別な取扱いをした陳情等	
・ 他の委員会に属しないものとして総務委員会付託となった	
陳情 -----	13
・ 正副委員長会議において付託先を協議した請願・陳情 -----	14
・ 委員会付託をしなかった陳情 -----	16
・ 総務委員会において委員会審査になじまない等との発言の	
あった陳情 -----	17
⑤ 政令指定都市での陳情の委員会付託状況、政令指定都市での	
委員会付託しない陳情の種類 -----	20
⑥ 政令指定都市での陳情付託取扱状況一覧 -----	21

陳情の委員会付託の取り扱いに関する議会運営の手引き（抜粋）

192 請願、陳情の付託委員会は、議長が正副委員長会議に諮って決める。（事前に関係局と協議し、所管局を調整している。）

なお、次の各号のいずれかに該当すると議長が判断するときは、正副委員長会議で確認の上、委員会付託をしないこととする。

陳情の取り扱いについて

- 1 基本的人権を否定するなど、違法又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの
- 2 裁判判決の変更を求めるものや、係属中の裁判事件に干渉するものなど、司法権の独立を侵すおそれのあるもの
- 3 著しく個人、団体等を誹謗・中傷し、その者の名誉毀損又は信用失墜のおそれのあるもの
- 4 公益上の必要がなく単に個人の秘密を暴露するもの
- 5 市の事務に関係しない事項を願意とするもの（ただし、意見書提出を願意とするものは除く。）
- 6 採択、不採択等の議決のあった請願又は陳情と同一趣旨のもので、その後、特段の状況の変化がないもの（*）
- 7 市の職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの
- 8 趣旨、理由等が明確に記載されていないもの
- 9 前各号のほか、委員会付託になじまないと議長が認めたもの

（*）注釈「その後、特段の状況の変化がないもの」

- 1 議決時以後当該陳情をめぐる環境、条件が同じであるものは、委員会付託しない。
- 2 年月の経過も一つの状況の変化ととらえることができるものとする。ただし、予算に関するものにあつては議決のあった年度内、制度等に関するものにあつては議決後概ね1年を経過するまでの間に提出のあったものは除く。

【参考①】第9号（その他）の解釈

1号から8号まで規定されている事項には該当しないものの、趣旨が同一とみなし得るような事例を想定（平成17年2月28日議運 確認）

【参考②】過去の適用事例

第2号及び第7号 1件（平成23年1件）
第7号 3件（平成18年2件、平成23年1件）

陳情の受理状況

★平成23年度

	合計	市内の提出者	市外の提出者
陳情受理件数	68件	46件 (67.6%)	22件 (32.4%)
(うち郵送によるもの)	16件 (23.5%)	0件 (0%)	16件 (23.5%)
(うち意見書・決議に関するもの)	15件 (22.1%)	4件 (5.9%)	11件 (16.2%)

★平成19年度～平成22年度

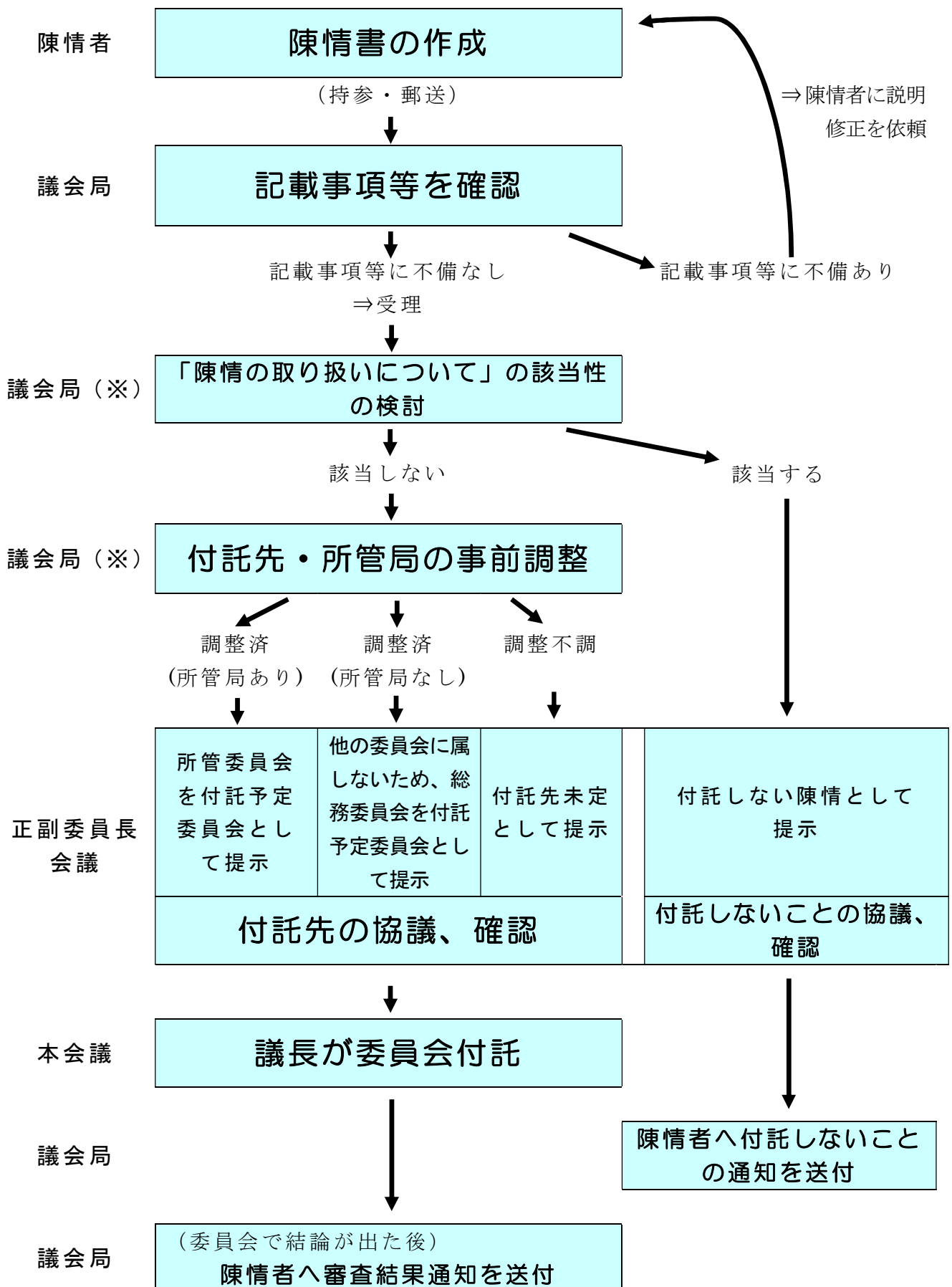
	合計	市内の提出者	市外の提出者
陳情受理件数	237件	176件 (74.3%)	61件 (25.7%)
(うち郵送によるもの)	26件 (11.0%)	9件 (3.8%)	17件 (7.2%)
(うち意見書・決議に関するもの)	36件 (15.2%)	11件 (4.6%)	25件 (10.5%)

★平成15年度～平成18年度

	合計	市内の提出者	市外の提出者
陳情受理件数	174件	140件 (80.5%)	34件 (19.5%)
(うち郵送によるもの)	23件 (13.2%)	8件 (4.6%)	15件 (8.6%)
(うち意見書・決議に関するもの)	27件 (15.5%)	10件 (5.7%)	17件 (9.8%)

【※ %は全体の件数に占める割合（小数点以下第2位四捨五入）】

陳情の委員会付託に関する取扱いの流れ



(※) 正副議長、正副委員長等と御相談させていただきながら、調整を行う。

他の委員会に属しないものとして総務委員会付託となった陳情

(「所管局なし」となったもの)

(平成15年度～平成23年度)

陳情名	受理日	概要
陳情第51号 日本の平和と安全を守る為、自衛力増強ではなく対外的情報機関を設立する意見書を国に提出するように求める事に関する陳情	H24. 1. 30	北朝鮮の情報収集は中国などから提供を受け、いつも国の対応が遅れ気味であり、日本独自の情報収集ができなければ独自外交はできないと感じているので、日本の平和と安全を守るため、自衛力増強ではなく対外的情報機関を設立する意見書を国に提出するように求めるもの
陳情第226号 被疑者取調べの可視化の実現を推進する意見書提出についての陳情	H22. 11. 29	えん罪を防止するためには、被疑者の取調べの可視化を実現することが急務だと考えるので、速やかな取調べの可視化(取調べの全過程の録画・録音)の実現を推進する意見書の提出を求めるもの
陳情第34号 国民本位の公共事業推進と神奈川県内の直轄道路・直轄河川の事業体制の拡充についての陳情	H15. 11. 20	公共事業の国土・環境保全・防災優先への転換、公務員制度改革を行わないこと、横浜国道事務所、京浜河川事務所等の必要な要員の確保・機構整備・充実を行い直轄の道路と河川の安全性を高めること、及び地方分権を行わないことについて、関係機関への働きかけを求めるもの
陳情第14号 葬祭業者の遺体エンバーミング事業についての大きな問題に関する陳情	H15. 7. 31	葬祭業者のエンバーミング事業について、議会として、憲法に立脚した調査や、刑法違反に対して司法当局への行動を行うよう求めるもの

(※ 議会に関するもの(議員定数、議員報酬等)は除く)

(※ 請願は該当なし)

付託先の事前調整が不調のため 正副委員長会議において付託先を協議した請願・陳情

（平成15年度～平成23年度）

請 願 ・ 陳 情 名	受 理 日	概 要	関係する所管局 (所管業務)	付託委員会 (所管局)
請願第42号 川崎区堀之内町に建設予定の(仮称)ダイキン宮本町に反対する請願	H24.3.13	簡易宿泊所「ダイキン宮本町」の施設運営見直しと、施設の届出制を許可制にすることを求めるもの	健康福祉局 (旅館業法の許認可窓口) まちづくり局 (中高層建築物等条例)	健康福祉委員会 (健康福祉局)
請願第17号 川崎区に冒険遊び場・子ども夢パークを作ることに関する請願	H23.6.30	富士見公園内への冒険遊び場エリア・子ども夢パークの設置を求めるもの	総合企画局 (富士見周辺地区整備計画) 教育委員会 (子ども夢パーク条例) こども本部 (子ども夢パークの管理) 建設緑政局 (富士見公園の管理)	総務委員会 (総合企画局)
陳情第3号 地球防衛宣言のための決議を求める陳情	H23.5.17	地球を防衛するため、世界の前提を変えるための決議をすることを求めるもの	総務局 (危機管理) 市民・こども局 (平和行政)	市民委員会 (市民・こども局)
陳情第219号 医業税制の存続と診療報酬への消費税ゼロ税率適用とする意見書提出を求める陳情	H22.10.7	国に対して、医業税制の存続と、診療報酬への消費税ゼロ税率の適用を求めることに関する意見書の提出を求めるもの	財政局 (市税制度) 健康福祉局 (地域医療) 病院局 (市立病院)	健康福祉委員会 (健康福祉局)

請 願 ・ 陳 情 名	受 理 日	概 要	関係する所管局 (所管業務)	付託委員会 (所管局)
陳情第111号 溝口職員寮の跡地利用に関する陳情	H17.8.31	市の溝口職員寮の跡地を売却せずに、公園等の憩いの場としての活用を求めるもの	総務局 (溝口寮の所管) 総合企画局 (公有地調整) 環境局 (公園行政)	環境委員会 (環境局)
陳情第88号 川崎市議会議員に払われている政務調査費と費用弁償の見直しを求める陳情	H17.2.22	政務調査費や費用弁償の抜本の見直しを議会運営委員会で早急に討議することを求めるもの	なし ※提出者の意向は議運での討議	総務委員会 (所管なし)
陳情第14号 葬祭業者の遺体エンバーミング事業についての大問題に関する陳情	H15.7.31	葬祭業者のエンバーミング事業について、議会として、憲法に立脚した調査や、刑法違反に対して司法当局への行動を行うよう求めるもの	健康福祉局 (生活衛生)	総務委員会 (所管なし)

委員会付託をしなかった陳情

(「陳情の取り扱いについて」に該当したもの)

陳情名	受理日	概要	「陳情の取り扱いについて」の適用条項
陳情第29号 前歴(書類送検)された教育公務員の処罰に関する陳情	H23.9.29	陳情者が刑事告訴した市の教育公務員が書類送検され前歴が確定したので、その3名に対する処分の検討を求めるもの	第7号 (市の職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの)
陳情第19号 刑事事件の被疑者に関する処分と地位確認に関する陳情	H23.6.14	現在、川崎簡易裁判所において民事調停の申し立てをしたので、陳情者が市に対する労働契約上の権利を有する地位にあることを議会に問うことを求めるとともに、市に対して給与を支払うこと、及び、刑事告訴している3名等の処分を求めるもの	第2号 (裁判判決の変更を求めるものや、係属中の裁判事件に干渉するものなど、司法権の独立を侵すおそれのあるもの) 第7号 (市の職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの)
陳情第131号 健康福祉局の管理職約30人が今村に暴力的行為をしたことに関する処分を求める陳情	H18.4.20	管理職約30人が机等のすべてを強制移管するという暴力的行為を行ったので、これら管理職の処分を行うように行政側へ働きかけることを求めるもの	第7号 (市の職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの)
陳情第130号 今村に対する健康福祉局の不当な人事異動の撤回に関する陳情	H18.4.6	合意のない人事異動を改めること、及び陰湿な嫌がらせからの救済のための支援を議会に求めるもの	第7号 (市の職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの)

総務委員会において委員会審査になじまない等との発言のあった陳情

(平成15年度～平成23年度)

陳情名	受理日	概要	委員会審査日（審査結果） 経過等
陳情第33号 教育公務員の法令 順守を求める陳情	H23.10.14	教育公務員の法令順守違反がかなり存在するので、教育公務員の法令順守（労働基準法に基づく30日前解雇予告と退職に関する証明書の速やかな発行、刑事訴訟法による公務員の告訴義務・告発義務を果たすこと、及び地方公務員法の信用失墜行為について違反した者の処罰）を求めるもの	H24.3.12（賛成者なく不採択）*一括審査 総務委員会での審査の際に、各委員から、本件陳情は委員会審査になじまない内容であるので、今後の請願・陳情の付託のあり方について、議会運営委員会又は正副委員長会議で検討が行われるように要望があった。 これを受けて、平成24年3月15日の正副委員長会議において、総務委員長から、委員会審査になじまない陳情に関する委員会付託のあり方を検討願いたい旨の発言があった。
陳情第34号 川崎市総務局人事 課に窓口を求める 陳情	H23.10.14	現在、市の教育公務員3名を刑事告訴しているが、民事調停での裁判資料によると教職員課長が総務局庶務課に併任となり、今、窓口がない状況で、弁護士も誰と交渉すればいいか困っている様子であるので、総務局人事課に窓口を求めるもの	
陳情第44号 前歴者の扱いを条 例に定める陳情	H23.12.7	市の教育公務員3名が書類送検されたが、他の地方自治体では、前歴者を前科者と同じ扱いとして懲戒免職にする自治体が数多く存在するので、同様に書類送検された時点で懲戒免職とする条例を定めることを求めるもの	
陳情第45号 教育公務員に守秘 義務を徹底させる 陳情	H23.12.7	市の教育公務員2名を地方公務員法守秘義務違反で刑事告訴したが、その内容は、携帯電話ののぞき見や、前職の内容を話していたこと、3月の時点で4月からの人事や、名誉を毀損する発言をしていたことであり、教育公務員がこのようなことをしてはいけないため、守秘義務を徹底させるよう求めるもの	
陳情第49号 前歴者（刑事訴訟 継続中の被告訴 人）の出勤停止条 例を求める陳情	H24.1.4	市教育公務員3名が書類送検され、また、文章偽造罪・地方公務員法守秘義務違反で警察署に告訴状を郵送したが、現在、3名は普通に出勤しているようであるので、一刻も早く前歴者かつ刑事事件被疑者の出勤停止条例を定めるよう求めるもの	

陳 情 名	受理日	概 要	委員会審査日（審査結果） 経 過 等
<p>陳情第43号 職員に陰湿ないじめ目的で懲戒処分をもくろむ悪意な職務命令を禁止する条例を制定することに関する陳情</p>	<p>H19.11.1</p>	<p>職員に陰湿ないじめ目的で懲戒処分をもくろむ悪意な職務命令を禁止する条例を制定し職員を救済すること、悪質ないじめに基づき懲戒処分をしようと画策する事業局を人事課は公正で公平な立場で指導し是正すること、第三者機関を新設し職員を救済できる仕組みを整備すること、行政の縦組織の機能強化を図ることを求めるもの</p>	<p>H22.1.29（継続審査）</p> <p>総務委員会では、委員から、陳情文にある事実関係の認定はできないとの意見があり、正副委員長で陳情提出者と面会し、陳情の取下げが可能であるか確認することとし、継続審査となった。</p> <p>H22.3.11（閉会中の継続審査の申出をしないことを確認）</p> <p>H22.3.15（審議未了廃案）</p> <p>総務委員会において、陳情者が面談に応じなかったこと、陳情の取下げの意思がないことが確認できたことが報告され、閉会中の継続審査の申出をせず、審議未了廃案とした。</p>
<p>陳情第12号 人事委員会の公平な委員の選出及び国に人事委員会の委員増を是認し、地方公務員法の一部改正を求める意見書の提出に関する陳情</p>	<p>H19.6.6</p>	<p>人事委員会委員について、議会は当局案を単純に追認することなく、公正な判断ができる見識の高い人材を選考すること、及び地方自治体の判断で人事委員会委員の増員が可能となるように、国に対して地方公務員法の一部改正を求める意見書を提出することを求めるもの</p>	<p>H22.1.29（継続審査）</p> <p>総務委員会では、委員から、陳情の内容に遺憾な内容があることや、陳情内容に議会として応えることができないことなどから、陳情第43号と同様に正副委員長で陳情提出者と面会し、陳情の取下げが可能であるか確認すべきとの意見があり、継続審査となった。</p> <p>（以降の経過は上記の陳情第43号と同じ）</p>

陳 情 名	受 理 日	概 要	委 員 会 審 査 日 (審 査 結 果) 経 過 等
陳情第59号 「大八木健康福祉局庶務課長等の是正を求める」等に関する陳情	H16.4.19	健康福祉局総務部庶務課長にふさわしい人材の配置、健康福祉局の機能強化ができる人事の実施、業務等での紛争等を解決できる仕組みとなる内部告発制度の創設を求めるもの	H18.11.15 (閉会中の継続審査の申出をしないことを確認) H18.12.20 (審議未了廃案) 平成18年9月29日の総務委員会における閉会中の継続審査及び調査の協議において、委員から、本陳情は、「陳情の取り扱いについて」で規定する「著しく個人、団体等を誹謗・中傷し、そのものの名誉毀損又は信用失墜のおそれのあるもの」に該当すると思われるので、継続審査の申出をしないことを検討すべきとの意見があった。 その後、各会派での協議の上、再度、総務委員会で協議を行い、閉会中の継続審査の申出をせず、審議未了廃案とした。
陳情第14号 葬祭業者の遺体エンバーミング事業についての大きな問題に関する陳情	H15.7.31	葬祭業者のエンバーミング事業について、議会として、憲法に立脚した調査や、刑法違反に対して司法当局への行動を行うよう求めるもの	H16.3.15 (閉会中の継続審査の申出をしないことを確認) H16.3.18 (審議未了廃案) 総務委員会での審査の際に、各委員から、本件陳情は委員会審査になじまない内容であるので、今後の請願・陳情の付託のあり方について、議会運営委員会又は正副委員長会議で検討が行われるように要望があった。 総務委員会では、委員長の判断として審査をせず、年度末に陳情提出者に確認の上、閉会中の継続審査の申出をせず、審議未了廃案とした。 その後、議運で陳情の付託について協議が行われ、手引きに付託しない陳情の扱い(「陳情の取り扱いについて」)が、新たに規定された。

(※ 請願は該当なし)

○政令指定都市での陳情の委員会付託状況

すべて委員会付託する	6市	札幌市、名古屋市、京都市、 大阪市、堺市、北九州市
原則として委員会付託する	9市	千葉市、相模原市、新潟市、 静岡市、浜松市、神戸市、 岡山市、広島市、川崎市
原則として委員会付託しない	2市	仙台市、横浜市
すべて委員会付託しない	2市	さいたま市、福岡市

○政令指定都市での委員会付託しない陳情の種類

郵送	
・ 郵送による陳情	新潟市、静岡市、浜松市、 広島市
・ 市外の提出者からの郵送による陳情	岡山市、神戸市
基本的人権の否定など公序良俗に反する行為を求める陳情	相模原市、岡山市、川崎市
個人の秘密を暴露する陳情	相模原市、岡山市、川崎市
司法権の独立を侵すおそれのある陳情	相模原市、岡山市、川崎市
市議会として既に結論を出した請願・陳情と同一趣旨で、 その後特段の状況変化がない陳情	相模原市、川崎市
1年以内に提出されたものと同趣旨の陳情	静岡市
市職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求める陳情	相模原市、岡山市、川崎市
意見書等	
・ 国等に対して意見書の提出を求める陳情	千葉市
・ 決議・意見書の提出を求める陳情	広島市
内容が市の所管外の陳情	広島市、川崎市
議会に直接関係する陳情	広島市
代表者が市外の陳情	広島市
その他	
・ 提出者が委員会付託を希望しない陳情	広島市
・ 趣旨、理由等が明確に記載されていない陳情	川崎市
・ 委員会での審査が事実上できないものや、内容的に適さない陳情	神戸市
・ 議会運営委員会において委員会付託することが適当でない と判断された陳情	静岡市
・ その他委員会付託になじまないと議長が認めた陳情	川崎市

○政令指定都市での陳情付託取扱状況一覧

	陳情の 審査の 有無	通常の取扱い	例外の取扱い	受理件数(H22)	
				請願	陳情
札幌市	◎	委員会付託し審査する。		2	21
仙台市	△	委員会付託しない。 (写しを各会派に参考として送付し回覧処理する。)	【委員会付託し審査するもの】 市の施策、緊急を要するもの等	1	11
さいたま市	×	委員会付託しない。 (陳情文書表を議場に配付し、議会報告のみ行う。)		76	27
千葉市	○	委員会付託し審査する。	【委員会付託しないもの】 ・国等に対して意見書の提出を求めるもの (写しを各会派に配付し、賛同する会派から意見書案が議員提出される。)	19	16
横浜市	△	委員会付託しない (行政要望等については委員会付託せず、当局回答を求める。)	【委員会付託し審査するもの】 ・機関意思の決定(意見書や決議)を求めるもの	45	22
相模原市	○	委員会付託し審査する。	【委員会付託しない場合があるもの】(* 議運で取扱いを協議) ・基本的人権を否定するものなど、違法又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの ・個人の秘密を暴露するもの ・相模原市議会として既に結論を出したもので、その後特段の状況変化がないと認められるもの ・訴訟継続中の裁判事件に関するものなど、司法権の独立を侵すおそれのあるもの ・市職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの	0	28
新潟市	○	委員会付託し審査する。	【委員会付託しないもの】 ・郵送により提出されたもの (議会運営委員会への報告にとどめる。)	11	22
静岡市	○	委員会付託し審査する。	【委員会付託しない場合があるもの】 ・郵送により提出されたもの ・議会運営委員会において委員会付託することが適当でないと判断されたもの ・1年以内に提出されたものと同趣旨の陳情 (議会への要望書として取り扱う。)	4	13
浜松市	○	委員会付託し審査する。	【委員会付託しないもの】 ・郵送により提出されたもの (各会派へ写しを送付する。)	1	9
名古屋市	◎	委員会付託し審査する。		18	11

◎…すべて委員会付託する

○…原則として委員会付託するが、例外的に委員会付託しない場合あり

△…原則として委員会付託しないが、例外的に委員会付託する場合あり

×…すべて委員会付託しない

	陳情の 審査の 有無	通常の取扱い	例外の取扱い	受理件数(H22)	
				請願	陳情
京都市	◎	委員会付託し審査する。 (審査するが結論を出さない。)		46	17
大阪市	◎	委員会付託し審査する。		12	98
堺市	◎	委員会付託し審査する。 (審査するが結論を出さない。当局への要望としての取扱いと している。)		0	133
神戸市	○	委員会付託し審査する。	【委員会付託しないもの】 ・市外居住者から郵送で提出されたもの (要望書扱いとしている。) 【委員会付託しない場合があるもの】 ・委員会での審査が事実上できないものや、内容的に適さないもの (議長において処理する。なお、処理に当たっては、市会運営委員会理事会の意 見を聴く。)	39	162
岡山市	○	委員会付託し審査する。	【委員会付託しないもの】 ・基本的な人権を否定するなど、違法又は明らかに公序良俗に反する行為を求 めるもの ・個人の秘密を暴露するもの ・訴訟係属中の裁判事件に関するものなど、司法権の独立を侵すおそれのある もの ・市職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの ・次に掲げる者以外から郵送されたもの * 市内在住・在勤・在学の個人、市内に事業所等を有する法人 (関係委員会に写しを配付する。)	5	66
広島市	○	委員会付託し審査する。 (平成22年4月1日から)	【委員会付託しないもの】 ・郵送により提出されたもの ・代表者が市外のもの ・内容が市の所管外のもの ・決議・意見書の提出を求めるもの ・議会に直接関係するもの ・提出者が委員会付託を希望しないもの	6	32
北九州市	◎	委員会付託し審査する。		7	29
福岡市	×	委員会付託しない。 (委員会への文書による報告のみ)		17	25
川崎市	○	委員会付託し審査する。	(「陳情の取り扱いについて」のとおり)	28	49

◎…すべて委員会付託する

○…原則として委員会付託するが、例外的に委員会付託しない場合あり

△…原則として委員会付託しないが、例外的に委員会付託する場合あり

×…すべて委員会付託しない